

別紙

諮問第1463号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成31年2月22日から令和元年9月30日までの間、〇〇病院スタッフ会議（病院幹部会）で、『診断書等作成依頼書の書式見直しと運用の改善』を議題とした会議の開催の有無、内容、結論等」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年11月28日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、病院内部で行われる会議については、実施機関として把握のしようもなく、また、実施機関が会議開催の有無等を病院に対して問い合わせる根拠・権限もないことから、本件請求文書は取得及び作成をしておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年2月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年4月21日に実施機関から理由説明書を、同年7月20日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年12月24日（第224回第二部会）及び令和4年1月21日（第225回第二部会）に審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

実施機関によると、福祉保健局医療政策部医療安全課（以下「医療安全課」という。）が担当課となった経緯として、まず生活文化局広報広聴部情報公開課が本件開示請求を受け付け、医療にかかわる請求として福祉保健局の情報公開主管課である福祉保健局総務部総務課に送付した。次に、福祉保健局において、公文書の開示に当たり本件請求内容を確認の上、福祉保健局に属する各部への照会等を通して文書の確認を行ったところ、本件請求文書に係る病院の内部会議に関する文書までは、東京都が取得する根拠及び権限がないことから、存在しないと判断した。

そこで、福祉保健局は、不存在を理由とする非開示決定を行うため、事務担当課を検討したところ、本件開示請求が病院への苦情を端緒とする請求内容であることから、医療に関する相談及び苦情への総合窓口である患者の声相談窓口を所管する医療安全課を事務担当課として指定したとのことである。福祉保健局では、本件請求文書と同様に、病院への苦情に関連する開示請求を受け付けた際には、原則として医療安全課を事務担当課とした上で決定を行っているとのことである。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、当該病院に係る権利義務の帰属主体が東京都にあると主張した上で、本件開示請求については、あくまでも東京都に対する開示請求であって、医療安全課に係る情報の請求ではないとしている。したがって、当該病院に係る会議開催の有無等の情報を取得する根拠及び権限のない医療安全課をして、本件請求文書に関する一切の公文書が存在しないとする東京都の決定は論理の飛躍を意味し、不適切な判断の下に行われたと主張する。

審査会が検討したところ、当該病院の経営及び権利義務の主体は、東京都ではなく、当該病院を擁する公益社団法人に属しており、東京都は当該病院を管理監督する立場にはなく、かつ、当該病院の会議開催の有無等を問い合わせる根拠及び権限がないと認められることから、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

次に、審査会が実施機関に確認したところ、医療安全課は、医療法（昭和 23 年法

律第 205 号) 25 条 1 項に基づき行う病院への立入検査を行い、病院への指導を行っている。実施機関によると、立入検査については、都内の病院を対象として定例的にやっているが、この場合、本件請求文書のような病院が自発的に行う会議資料までを取得することはないとのことである。さらに、同法に基づき臨時立入検査を行うこともあるが、本件請求に記載されている事案を端緒として、検査を行った事実も存在しないため、公文書として実施機関は所有していないとのことであった。

また、開示請求書には本件請求内容に加え、本件請求のきっかけとして審査請求人が当該病院に対して苦情を投書したとする旨の記載があることから、本件請求については、病院への苦情に関連する請求と認められること、医療安全課は医療法等に基づく範疇で病院への指導を行う立場にあることから、本件請求文書を直接的に所管する所属ではないが、請求内容に近い所属として医療安全課が指定されたことに、不合理な点は認められない。

さらに、審査請求人は、事務担当課である医療安全課が所有する公文書だけでなく、東京都として保有する公文書の開示を求めているが、実施機関の説明によると、本件開示請求は、開示請求書を収受してから、直ちに医療安全課を事務担当課に指定して行った決定ではなく、医療安全課が指定されるまでの過程において、福祉保健局内において所管部署を検討した上で、東京都において本件請求文書が存在しないとの判断を行っていることから、東京都が請求を受けて直ちに医療安全課をして、非開示決定を行ったとする審査請求人の主張は認められない。

したがって、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として行った本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子